二本松市社会福祉協議会

車いす貸与事業実施要綱

（平成31年4月1日
要綱第　24　号）

（目　的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人二本松市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が高齢や障がい等により歩行困難な者に対し車いすを貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

（１）市内に居住し、高齢や障がい等により歩行困難な者で、外出等の際に車いすがなければ支障のある者

（２）本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた個人または団体

（貸与期間）

第３条　貸与期間は、原則として貸与日から１週間以内とする。ただし、会長が必要と認めた時は、２週間を超えない範囲で貸与期間を延長することができる。

（利用料金）

第４条　貸与に係る利用料金は無料とする。

（申請及び貸与の決定）

第５条　車いすの貸与を希望する者は、車いす貸与申請書（様式第１号）により、会長あて申請するものとする。

２　会長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、車いす貸与決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するとともに、車いすを貸与する。

（返還方法）

第６条　車いすの使用後は、原則として借受人又はその家族等が、直接本会の借受場所へ持参し返還するものとする。

（管理・保全・賠償責任）

第７条　借受人は、借入物品の管理保全に努めるとともに、会長の許可なく他者に貸出してはならない。

２　物品使用中の事故は、借受人の責任に帰するものとする。

３　不注意により紛失又は破損した場合は、借受人の責任において原状に復して返還しなければならない。ただし、災害等によりやむを得ないと認められる場合は、協議の上決定する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。